

ご旅行をお申し込みの際には、下記のご旅行条件書を十分にお読みください。
(この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面、及び旅行契約が締結された場合は第 12 条の 5 により交付する書面の一部となります。)

旅行条件書(国内募集型企画旅行)

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、山交観光株式会社(観光庁長官登録旅行業第 1528 号) (以下「当社」といいます) が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は募集広告 (パンフレット等) の各コースに記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
- (3) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申し込み

- (1) メールにて申込を受け付けます。
- (2) 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とされる方は、契約の申し込み時にお申し出ください。このとき当社は可能な範囲でこれに応じます。その際に費用が発生するときはお客様のご負担とします。

3. お申し込み条件

- (1) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (2) お客様が暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りさせていただきます。
- (3) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員若しくは係員にご連絡いただきます。
- (7) 他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

4.確定書面(最終旅行日程表)の交付

- (1)確定した旅行日程、及び宿泊先を記載した確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします(原則として旅行出発日の7日前~5日前にはお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日の前日までにお渡しすることがあります)
- (2)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前(1)の確定書面に記載するところに特定されます。

5.旅行代金の支払い

集金方法は参加決定後にご連絡させていただきます。

6.旅行代金の適用

- (1)旅行代金は、募集チラシでご確認ください。

7.旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地駅の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

8.旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお知らせいたします。
- (2) 第7項により旅行内容が変更され、旅行に要する費用が増額又は減額したときは、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (3) 運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。取り消しによって利用人数が変更となったとき、取り消したお客様より所定の取消料をいただきます。

9.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、交替に要する所定の手数料を当社にお支払いいただきます。

10.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

区分と契約解除の日	取 消 料
区分 1. 次項以外の募集型企画旅行契約	
(イ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日まで	無 料
(ロ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降	旅行代金の30%
(ハ) 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
(ニ) 旅行開始当日	旅行代金の50%
(ホ) 旅行開始後	旅行代金の100%

(2) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

(a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第17項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものである時に限ります。

(b)第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(d)当社が、お客様に対して、第4項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(e)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。

(4) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

11.当社による旅行契約の解除〔旅行開始前〕

(1) お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し前項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

(a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。

(b)お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

(c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

- (d)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (e)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

12.当社による旅行契約の解除 ※「旅行開始後」

- (1) 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (a)お客様が病気その他の理由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、宿泊や交通機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。
- (2) 当社が旅行開始後に旅行契約を解除したとき、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 当社が前記(a),(c)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用は、お客様の負担とします。

※「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいい、添乗員又は当社係員が受付を行う場合はその受付完了時以降をいいます。

13.旅行代金の払い戻し

当社は、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし前項(1)において旅行契約が解除されたとき(第10項(1)の場合を除きます)には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

14.添乗員業務

- (1)当社は旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて安全かつ円滑な旅行を実施するための業務、その他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2)添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までといたします。

15.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害の発生の

翌日から起算して1週間以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、原則として当社は(1)の責任を負いません。
- ア.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ウ.官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - エ.自由行動中の事故
 - オ.食中毒
 - カ.盗難
 - キ.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮。
- (3) 当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、同号の規定に関わらず、損害発生の日から起算して1週間以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき10万円を限度として賠償いたします。(自己負担は3,000円となります)

16.特別補償

- (1) 当社は、前記第15号に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款別紙特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について
- 死亡補償金として1,500万円
 - 入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、
 - 通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき10万円を持って限度とします。ただし補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が、前記第15項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

17.旅程保証

- (1) 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から30日以内に支払います。
(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。)
- (2) 次に掲げる事由による変更については、変更補償金をお支払いいたしません。
- (a)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置としての変更。

(b)第 10 項から第 12 項の規定により旅行契約が解除された部分に関わる変更。

(c)最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合。

(3) 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様 1 名に対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

18.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19.個人情報の取り扱い

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡の為、旅行に関して運送、宿泊機関等のサービス手配提供の為、旅行の諸手続きの為、当社の旅行契約上の責任の為、事故時の費用等を担保する保険の手続き上の為、旅行参加後のご意見やご感想のお願いの為、アンケ

ートのお願いの為、統計資料作成の為に利用させていただく場合があります。

- (2)当社は、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報等を必要な範囲内で運送、宿泊機関、保険会社、観光庁、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより提供します。また、旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法で提供します。
- (3)当社は、個人情報の取扱を委託する場合があります。

20. 輸送の安全に関する情報

当社は運送サービスにおける安全に関する情報をお客様へ公開し、その場面にあったそれぞれの輸送手段（バス、鉄道、その他）の安全管理規定に基づく対応を行い安全の確保を図ります。

21. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るためコンビニや土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金は、注釈のないかぎり普通指定席です。

22. 募集型企画旅行契約約款について

この条件書に定めのない事項については、当社募集型企画旅行契約約款によります。

23. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2023年4月1日を基準としています。